

お申込みは 2021年 9月 30日

協力入金金までの**経営資金**などにご利用ください

USENお取引先 | **個人事業主様・法人様 限定**

「アプラス事業性融資」のご案内



1

金利は一律!

実質年率5.0%



2

担保・面談は
不要!

**無担保で
オンライン申込み**



3

事業性資金に
ご活用!

**最大300万円ま
でご融資**

〈返済方式により、お手続きが異なります〉

ご利用には、株式会社アプラス所定の審査がございます。

月々返済(最長6回) をご希望の場合



「お問い合わせはこちら」の**二次元バーコード**または**URL**よりサイトにアクセスし、サイトに表示される説明に沿ってオンラインにてお申込みください。※申込必要書類を、スマートフォンなどで撮影のうえアップロードしていただく必要があります。

6ヶ月後一括払い をご希望の場合



「お問い合わせはこちら」の**二次元バーコード**、または**URL**よりサイトにアクセスし、借入申込書(PDF)をダウンロードのうえ書面にてお申込みください。※**オンラインでのお申込みはできません**。必要事項を記入し、申込必要書類のコピーとともにアプラスまでお送りください。

お問合せはこちら ▶ アプラスカスタマーサポート [受付時間] 9:30-17:30(土日祝休)

0570-086-866 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。

株式会社 アプラス 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

URL <https://ce-aplus.usennext-financial.jp/service/>

※お電話の際は、もう一度電話番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

《貸付条件表》

商品名	USEN-NEXT データ・レンディング
資金使途	事業性資金(協力金等申請書控えが必要です)
貸付利率(実質年率)	5.00%
遅延損害金利率(実質年率)	20.00%
契約形態	金銭消費貸借契約
返済方式	元利均等返済/元金据置元利一括返済(据置期間6ヵ月)
返済方法	口座振替(ご登録の口座から振替します)※法人口座可
返済日	27日(金融機関が休日の場合は翌営業日となります)
返済期間・返済回数	元利均等返済:1ヶ月(1回)~6ヶ月(6回)まで 元金据置元利一括返済:6ヵ月(1回)
ご融資金額	10万円以上 300万円以内(1万円単位)
お申込資格	法人の場合開業後6ヶ月以上経過されている方
担保	不要
保証人	原則不要 ※ただし、法人の場合は代表者様に連帯保証人をお願いします。

注意事項

- ・この商品は株式会社アプラスの商品です。
- ・本商品はお客様と株式会社アプラスとの契約になります。
- ・ご利用には、株式会社アプラス所定の審査がございます。
- ・お申込内容および他のご利用状況によりましては、ご希望に沿いかねる場合や、条件の一部変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。
- ・株式会社USENは、この商品のご案内をしているものであり、契約の媒介は行っておりません。

【日本貸金業協会相談・苦情・紛争受付窓口】 貸金業相談・紛争解決センター

0570-051-051

[受付時間] 9:00-17:00(土・日・祝日・年末年始除く)

契約内容を確認し、収支バランスを考え、無理のない返済計画を

株式会社アプラス 近畿財務局長(4)第00810号 日本貸金業協会会員 第005541号

※本商品は株式会社アプラスの商品となります。



「USEN—NEXTデータ・レンディング」借入申込書

申込者および連帯保証人予定者(以下、「申込者等」という)は、同封の「個人情報の取扱いに関する同意条項」に同意のうえ、申込みをします。(法人の場合、代表者が連帯保証人となります)
※お申込みの際は同封の「借入条件」をよくお読みのうえお申込みください。 ※お申込み後、貴社の規定により、融資金額等の変更、または借入れができないことがあっても何ら意義はありません
※また、契約不成立時に申込書等が返却されないことに意義はありません。

お申込日		2021年		月	日														
いずれかを選択		☐	個人事業主		☐	法人		契約番号											
代表者情報 (法人の場合は連帯保証人となります)	フリガナ											性別	1. 男		生年月日	昭和・平成(満 歳)			
	お名前							お名前 ローマ字		2. 女			年 月 日						
	フリガナ											自宅電話番号 (任意)							
	ご住所											携帯電話番号							
												E-mailアドレス							
	該当する番号を○で囲んでください。																		
	ご家族	配偶者		1. 有		2. 無		健康保険の 種類	1. 国民健康保険 2. 社会健康保険 3. 組合健康保険										
		子供		1. 有()人		2. 無			4. 未加入 5. その他()										
		家族		1. 同居		2. 別居													
	現在のお住まい	1. アパート 2. 借家 3. 寮・社宅・官舎 4. 賃貸マンション 5. 公営住宅 6. 戸建・分譲マンション(家族所有) 7. 戸建・分譲マンション(自己所有)										居住 年数			年		ヶ月		
											住宅ローンまたは 家賃(月額)				万円				
代表者 年収	万円		☐ 外国PEPsに該当する (する場合のみ√)		本人 確認 書類	運転免許証または、運転経歴証明書はお持ちですか?(交付を受けていますか?)													
勤続 年数	年 月		外国PEPsとは、「Politically Exposed Persons」 の略称で、外国の政府等において重要な公的 地位を占める者(過去にその地位にあった者を含 む)、それらの家族等を指します。			1. 無 2. 有 (運転免許証(運転経歴証明書)番号:第 号) ※有の場合は、運転免許証(運転経歴証明書)番号もご記入ください。													

事業情報	フリガナ											フリガナ										
	屋号または法人名											所在地										
	※法人様の場合は必須、個人事業主様の場合は任意																					
	業種	1. 農・林業 2. 漁・水産業 3. 鉱業・採石業・砂利採取業 4. 製造業 5. 建設業 6. 情報通信業 7. 運輸業 8. 卸売業 9. 小売業 10. 飲食業 11. 不動産業 12. 金融業 13. コンサルティング業 14. 理容・美容業 15. 医療・社会福祉・介護事業 16. 宿泊サービス業 17. 各種団体 18. その他																				
	事業内容											電話番号					他社 借入額	件 万円				
	個人事業主のみ	業歴	年 月 日		毎月の平均売上	万円																
	法人のみ	創業年月日	年 月 日		従業員数	人		法人の形態を選択してください				☐ 株式会社 ☐ 有限会社 ☐ 投資法人 ☐ 特定目的会社										
		議決権の50%超を保有している 個人の方はいますか?				☐ はい ☐ いいえ		法人との関係		☐ 代表者 ☐ その他()				☐ 外国PEPsに該当する (する場合のみ√)								
		フリガナ					フリガナ					生年月日				年 月 日						
		氏名					住所															

口座情報	銀行名	支店名		口座番号	
		口座種別	1. 普通 2. 当座	口座名義	

※融資金の振込先および口座引落しの引落先の口座になります。

申込内容	申込金額	万円	借入目的	借入目的詳細	
	※1万円単位、10万円～300万円の範囲でご記入ください		1. 仕入れ 2. 人件費 3. 人材採用 4. 広告宣伝 5. その他経費 6. 新規出店 7. 機材の購入 8. 納税 9. 既存債務の借換 10. その他		
返済方式	元金据置元利一括返済方式(返済期間は6カ月(6回)のみ) ※「元金据置元利一括返済方式」とは毎月のお支払いは利息のみ、元金は最終回にまとめてお支払いいただく返済方式です。 ※元利均等返済方式(毎月一定額の「元金」と「利息」をお支払いいただく返済方式)をご希望の方は、 https://ce-aplus.usennext-financial.jp/service/ よりお申込みいただけます。				

USEN-NEXTデータ・レンディング借入計画書 (事業計画・収支計画・資金計画)

記入日：令和 年 月 日

法人または事業所名称または 屋号		代表者氏名	印
---------------------	--	-------	---

事業の現状と見通し	【事業やご商売の内容をご記入ください】				
	今期の見通し (該当番号を○で囲む)	1. 前期並み	2. 前期より 上向き	3. その他	
	今後の見通し				(記入例) ①新規の事業を開始することにより、売上げの増加が見込まれる。 ②経費の削減により、利益の拡大が見込まれる。 ③資産の売却により、借入金の一部を返済することを予定している。等

(単位：円)

収 支 の 見 通 し	項目		前期	当期	来期以降
	① 売上（収入）金額				
	② 売上原価（仕入金額等）				
	経費等	人件費（注）			
		家賃			
		支払利息			
		その他			
		③合計			
④差引額（①－②－③）					

※前期実績については、ご提出いただく直近の確定申告書写しに記載された数字を転記してください。

※上記④の太枠欄の金額を借入申込書の「税込年収」欄へご記入ください。

(注) 個人営業の場合の事業主分は含めません。

(単位：円)

	項目	当期	来期以降
資金繰りの見通し	⑤ 資産（機械・自動車等）の売却による入金		
	⑥ 資産（機械・自動車等）の購入による出金		
	⑦ 差引額（⑤－⑥）		
	⑧ 金融機関からの借入れ		
	（うち、本件借入れに係るもの）		
	⑨ 金融機関への返済		
	（うち、本件借入れに係るもの）		
	⑩ 差引額（⑧－⑨）		

返済原資	【営業収益以外で本融資返済にあてる予定の原資がございましたら具体的にお聞かせください】
------	---

【記入例】

USEN-NEXTデータ・レンディング借入計画書
(事業計画・収支計画・資金計画)

記入日：令和 3 年 xx 月 xx 日

法人または事業所名称または 屋号	アプラス 内 装	代表者氏名	アプラス 太 郎 印
---------------------	----------	-------	------------

事業 の 現 状 と 見 通 し	【事業やご商売の内容をご記入ください】 ・内装工事全般・カーテン取付・壁紙張替				
	今期の見通し (該当番号を○で囲む)	1. 前期並み	2. 前期より 上向き	3. その他	
	今後の 見通し	・作業コストおよび人件費の削減により、前年並みの利益を維持していく見込みです。			(記入例) ①新規の事業を開始することにより、売上げの増加が見込まれる。 ②経費の削減により、利益の拡大が見込まれる。 ③資産の売却により、借入金の一部を返済することを予定している。 等

(単位：円)

収 支 の 見 通 し	項目		前期	当期	来期以降
	① 売上（収入）金額		12,900,000	13,000,000	14,000,000
	② 売上原価（仕入金額等）		2,400,000	2,500,000	2,500,000
	経費等	人件費（注）	3,500,000	3,500,000	3,500,000
		家賃	1,200,000	1,200,000	1,200,000
		支払利息	200,000	200,000	200,000
		その他	2,950,000	2,600,000	2,600,000
		③合計	7,850,000	7,500,000	7,500,000
	④差引額（①－②－③）		2,650,000	3,000,000	4,000,000

※前期実績については、ご提出いただく直近の確定申告書写しに記載された数字を転記してください。

※上記④の太枠欄の金額を借入申込書の「税込年収」欄へご記入ください。

（注）個人営業の場合の事業主分は含めません。

(単位：円)

資 金 繰 り の 見 通 し	項目		当期	来期以降
	⑤ 資産（機械・自動車等）の売却による入金		300,000	200,000
	⑥ 資産（機械・自動車等）の購入による出金		500,000	500,000
	⑦ 差引額（⑤－⑥）		-200,000	-100,000
	⑧ 金融機関からの借入れ (うち、本件借入れに係るもの)		2,000,000 1,000,000	2,000,000 0
	⑨ 金融機関への返済 (うち、本件借入れに係るもの)		500,000 250,000	500,000 0
	⑩ 差引額（⑧－⑨）		1,500,000	1,500,000

返 済 原 資	【営業収益以外で本融資返済にあてる予定の原資がございましたら具体的にお聞かせください】
------------------	---

USEN-NEXT データ・レンディング【借入条件】

第1条 (申込及び契約の成立)

- (1) 申込者（以下「借主」といいます）は、「USEN-NEXT データ・レンディング【借入条件】」に記載の要領により貸付金の申込を行い、株式会社アプラス（以下「当社」といいます）が承諾した貸付金を借り受けるものとします。（以下、借主と当社との融資に係る契約を「本契約」といいます）
- (2) 当社は、当社所定の手続きをもって、借主の本契約の申込を承諾した場合には、借主が指定した契約証書記載の融資金振込口座に貸付金を振り込む方法により融資を行うものとし、当該融資をもって本契約が成立し、振込融資日を本契約の契約日とします。なお、借主は、当社が融資を行うに当たり、融資日が借主の借入希望日より遅れる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- (3) 借主は、借入希望日として、土・日・その他法令で定められた国民の祝日（以下これらを「休日」といいます）を指定することはできないものとします。

第2条 (利息の計算方法)

- (1) 本契約の借入利率は、契約証書に記載のとおりとします。
- (2) 利息は、1年を12ヶ月として月割りで計算し、利息後払いとし、円未満は切り捨てるものとします。
- (3) 毎月の返済額の利息は、毎月分元金の残高×借入利率×1/12で計算するものとします。
- (4) 前項にかかわらず、毎月の返済額に係る借入日から第1回返済日までの利息については、1年を365日（閏年の場合は年366日）として日割りで計算するものとします。

第3条 (約定返済日)

本契約に基づく債務の返済日（以下「約定返済日」といいます）は、契約証書記載のとおりとし、約定返済日が休日の場合は、翌金融機関営業日を約定返済日とします。

第4条 (返済方法)

借主は、預金口座振替の方法により、契約時に債権者へ届け出た返済口座より借入元金に利息を加算した金額を約定返済日までに当社に支払うものとします。ただし、事前に当社が返済方法を指定したときは、借主はこれに従うものとします。なお、借主が返済を遅滞し、コンビニエンスストアで返済する場合、コンビニエンスストアが返済金を受領した時点で、当社に対する返済がなされたものとします。

第5条 (返済方式と返済額)

本契約の返済方式は元利均等返済方式とし、借主は、毎月の約定返済日に、毎月の返済額を返済するものとします。

第6条 (返済金の充当順位)

返済金の充当順位は、費用、遅延損害金、利息、元金とします。ただし、当社が相当と認める事由が生じた場合は、当社は借主に通知することなく当社が相当と認める順位により、返済金を充当できるものとします。

第7条 (期日前の全額繰上返済及び一部繰上返済)

- (1) 借主は、返済金の支払いを遅滞なく履行している場合は、最終返済期限前に残債務の一部または全部を返済することができるものとします。ただし、借主は当社に対してその旨を事前に通知し、その承諾を受けるものとします。なお、借主が期限内に全額を返済する場合は当社との間で返済日を協議するものとします。
- (2) 借主は、前項の返済を約定返済日以外の日に行う場合において、直前の約定返済日の翌日から返済日までの間の利息については、契約証書記載の借入利率に1年を365日（閏年の場合は年366日）として日割りで計算した額を支払うものとします。

第8条 (費用等の負担)

- (1) 印紙代、公正証書作成費用等の契約締結に要する費用、訴訟等の法的措置に要する申立または送達等の債務の弁済等に要する費用等は、全て借主の負担とします。
- (2) 借主は、口座振替、収納事務代行機関での返済以外の方法で毎月の返済額を支払うときは、それに係る送金手数料を負担するものとします。

第9条 (公租公課)

借主が第8条により消費税等の公租公課を負担する場合において、公租公課（消費税を含む）が変更されたときは、借主は当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第10条 (期限の利益の喪失)

- (1) 借主が、次のいずれかに該当したときは当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
 - ① 自ら降り出した手形・小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
 - ② 差押・仮差押・保全差押・仮処分申立、または滞納処分を受けたとき。
 - ③ 破産・民事再生手続・特別清算・会社更生もしくはこれらに準ずる申立を受けたとき、または自らこれらの申立をしたとき。
 - ④ 第11条による表明・確約に虚偽があり、または違反したことが判明したとき。
- (2) 借主が、次のいずれかに該当したときは、当社の請求により期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務をただちに支払うものとします。
 - ① 返済金の支払いを1回でも遅滞したとき
 - ② 本契約上の義務に違反し、その違反が重大な違反となるとき。
 - ③ その他、借主の信用状態が著しく悪化したとき。

第11条 (反社会的勢力の排除)

- (1) 借主および連帯保証人は、借主および連帯保証人が、現在、次の各号のいずれかに該当しないこと、かつ将来にわたって該当しないことを確約するものとします。
 - ① 自己および自己の関係会社の役員および従業員ならびに自己の経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます）であること。
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) 借主および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (3) 借主または連帯保証人が（1）または（2）に定める事項に反する具体的に疑われる場合には、当社は、借主または連帯保証人に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、借主および連帯保証人はこれに応じるものとします。
- (4) 借主または連帯保証人が（1）もしくは（2）のいずれかに該当した場合、（1）もしくは（2）の規定に基づき確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または（3）の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、契約を締結することまたは契約を継続することが不適切であると当社が認める場合には、当社は、借主および連帯保証人との契約の締結を拒絶し、または本契約を解除することができるものとします。
- (5) （4）の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下、これを「損害等」といいます。）が生じた場合には、借主および連帯保証人は、これを賠償する責任を負うものとします。また、（4）の規定の適用により借主または連帯保証人に損害等が生じた場合であっても、借主および連帯保証人は、当該損害等についての賠償を当社に請求できないものとします。
- (6) （4）の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、借主および連帯保証人が当社に対する未払債務を完済するまでは、本契約の関連条項が適用されるものとします。

第12条 (届出事項の変更)

- (1) 借主および連帯保証人は、当社に届出た住所・氏名・勤務先・指定口座等について変更があった場合には、所定の手続きにより当社に届出するものとします。ただし、当社が認めた場合には、電話での連絡、その他当社が適当と求めた方法により届け出ることができるものとします。
- (2) 借主および連帯保証人は、前項の住所・氏名の変更の届出を行った場合、当社からの通知または送付書類等が延着、または不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の住所・氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむをえない事情があるときはこの限りではないものとします。

第13条 (遅延損害金)

借主は、返済金の返済を遅滞した場合、または第10条により当社に対する債務について期限の利益を喪失した場合は、その翌日から完済の日に至るまで、返済すべき金額に対し年20.00%の割合による遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は、1年を365日（閏年の場合は年366日）とする日割計算とします。

第14条 (対象商品)

(1) 本契約に基づく当社からの貸付金の使用用途は、事業用途に限るものとします。

第15条 (担保)

借主は、当社が債権保全のために必要と認めたときは、当社の請求により、ただちに当社の承認する担保もしくは増担保を差入れ、または連帯保証人をたて、もしくはこれを追加するものとします。

第16条 (報告及び調査)

借主および連帯保証人は、借主の財産・経営・業況・貸付の目的事項に関する状況等について、当社から請求があったときは、ただちに当社へ報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。また、これらについて重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、当社からの請求の有無に関わらず、ただちに当社へ報告するものとします。

第17条 (公正証書作成の義務)

借主および連帯保証人は、当社の請求があるときには、ただちに本契約による債務について強制執行の承諾がある公正証書を作成するために必要な手続きを行うものとします。なお、このために要した費用は借主が負担するものとします。

第18条 (諸法令等への適用)

(1) 借主は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。)に基づき、申込にあたり当社に対して、犯罪収益移転防止法で定める運転免許証・パスポート等の本人確認書類(写しを含みます)を提示し、もしくは提出するものとします。また、借主は本人確認書類と当社に届け出た氏名・生年月日・住所等が相違する場合は、当社の求めに応じて追加書類を提出するものとします。

(2) 借主および連帯保証人は、当社が、マネー・ロンタリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関連法令等の遵守のため、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握することを目的として、提出期限を指定して各種確認や資料の提示または提出を求めた場合には、これに応じるものとします。

第19条 (合意管轄裁判所)

借主および連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合は、訴額の如何に関わらず、借主の住所地および当社の本社・各支店・各センターの所在地を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第20条 (連帯保証)

(1) 連帯保証人は、本契約の条項を承認のうえで借主からの委託を受けて、借主が本契約によって当社に対して負担する一切の債務について、借主と連帯して履行するものとします。

(2) 連帯保証人は、当社がその都合により担保または他の保証を変更、解除しても、免責を主張しないものとします。

(3) 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、当社と借主との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している借主の他の残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。

(4) 当社が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても当該請求の効力が生じるものとします。

第21条 (情報提供)

(1) 借主は、本契約の締結に先立って、連帯保証人に対し、次の各号に定める情報を提供したことおよび当該情報が真実、正確であり、かつ不足が無いことを表明し、保証するものとします。また、連帯保証人は、借主から当該情報の提供を受けたことを表明し、保証するものとします。

① 借主の財産および収支の状況

② 借主が本契約に基づく債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況

③ 借主が本契約に基づく債務の担保として他に提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

(2) 借主は、当社が連帯保証人から借主の本契約に基づく債務の履行状況について請求を受けた場合には、当社が連帯保証人に対して、民法第458条の2所定の情報を提供することについて異議ありません。

(3) 借主は、借主が第10条に基づき期限の利益を喪失した場合には、当社が連帯保証人に対して、民法第458条の3第1項に基づき、その旨を通知することについて異議ありません。

第22条 (債権譲渡)

借主および連帯保証人は、当社がこの契約による債権を第三者に譲渡(以下、本条においては信託を含む。)することおよび当社が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。

〈貸金業に係る指定紛争解決機関〉

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〈本契約条項についてのお問い合わせ先〉

株式会社アプラス

住所：大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番3号

電話番号：0570-008789

※0570(ナビダイヤル)は有料です。

2021年6月改訂

<個人情報の取扱いに関する同意条項>

(全体を通じて「本条項」という)

第1条 (個人情報の収集・利用の同意)

(1) 借主(クレジット契約における申込者および契約者、クレジットカード契約におけるカード入会申込者および会員を含む。)および連帯保証人予定者(連帯保証人を含む。以下「保証人」といいます)は、当社クレジット契約、クレジットカード契約、またはローン契約(申込みを含む。以下「本契約」といいます。)ならびに今後の取引に係る当社との取引の与信判断、与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を、保護措置を講じたうえで収集(インターネット等からの取得も含む。)し、利用することおよび以下の当社の関連会社(以下単に「関連会社」といいます)と共同して利用することに同意します。なお、関連会社は今後の取引に関わる関連会社との取引の与信判断、与信後の管理のために個人情報を利用します。

① 当社所定の申込書に借主および保証人が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む)、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の記号番号、借主の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報等の「属性情報」(本契約締結後に当社が借主および保証人から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)

② 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、契約額、商品名称、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等の「契約情報」

③ 本契約に関する支払開始後の返済残高、月々の返済状況・履歴等に関する「取引情報」(クレジットカード契約の場合は、カードショッピングに関する利用履歴を含む)

④ 借主および保証人が申告した借主および保証人の年収(世帯年収を含む)、資産、負債等、当社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力判断のための情報」

⑤ 申込みに対する審査結果

⑥ 電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報

⑦ 映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁氣的または光学的媒体等に記録したもの)

【個人情報を当社と共同して利用する関連会社】

●社名：株式会社アプラスフィナンシャル

住所：大阪市浪速区湊町一丁目2番3号

●社名：株式会社アプラスパーソナルローン

住所：大阪府吹田市豊津町9番1号

(共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス)

(2) 借主および保証人は、当社が本契約を行う者が借主または保証人に相違ないかを確認するため、運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手も含む)または当社が住民票の写し等を徴求すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む)に同意します。

(3) 借主は、本契約がクレジット契約の場合は、申込書および契約書(以下これらを「申込書等」といいます)に記載の販売店(取扱店を含む。以下「加盟店」といいます)が、売買契約または役務提供契約(以下「売買契約等」といいます。)に伴うサービス履行のため第1項①、②の個人情報を利用すること、および本契約に関する事務処理に必要な情報を会社から提供を受けることに同意します。

(4) 借主は、本契約が提携カードによるクレジットカード契約の場合は、提携カードの提携会社(カード裏面に記載されています。以下「提携会社」といいます。)が提携会社における商品代金等を決済するため、および売買契約等に伴うサービスの履行のため、ならびに提携会社において会員情報の管理のために当社が提携会社に対して第1項の①、②の個人情報を提供すること、および売買契約等に関する事務処理に必要な情報を当社から提供を受けることに同意します。

(5) 借主および保証人は、当社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。

(6) 当社は、個人情報等を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

第2条 (個人情報の与信関連業務以外の利用)

(1) 借主は、当社が、当社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他当社の定款に記載されている事業における以下の目的のために、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。

① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。

② 市場調査、商品開発のために利用する場合。

③ 書面やその他媒体(電話、Eメール、携帯電話番号宛にショートメッセージサービスの方法により送信するものを含む)による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、当社の具体的な事業内容については、当社のホームページに掲載しております。

(2) 借主は関連会社が、前項各号に定める目的のために、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。

(3) 借主は、当社が、当社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②の個人情報を利用することに同意します。

(4) 借主は、本契約がクレジット契約の場合は、加盟店が第1項①、②、③に記載の目的のため、第1条第1項①、②の個人情報(申込書等のうち、※印項目欄に記載されている個人情報に限る)を利用すること、会社が加盟店の委託を受けて加盟店が周知している情報を集約して提示することに同意します。

(5) 借主は、本契約が提携カードによるクレジットカード契約の場合は、提携会社が、第1項①乃至③の目的のため、および提携会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて当該企業の広告宣伝、販売促進活動を実施するために、当社が提携会社に対して、第1条第1項①、②の個人情報を提供することに同意します。また、当社が提携会社の委託を受けて、提携会社が周知している情報を集約して提示することに同意します。

第3条 (新生銀行グループにおける共同利用)

借主は、当社が、株式会社新生銀行(以下「新生銀行」といいます。)およびそのグループ企業(ただし、当社の関連会社を除く。以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます。)のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①乃至⑤の個人情報(ただし、次条の個人情報信用機関から取得した個人情報を除く。)をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、新生銀行が責任を有するものとします。

① 借主への新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご提案、ご案内のため

② 借主が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため

③ 各種商品・サービスのご提供に際しての判断のため

④ 新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため

※新生銀行グループとは、新生銀行、ならびに新生銀行の有価証券報告書等に記載する新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業名を別途当社のホームページにて公表します。

第4条 (個人信用情報機関への登録・利用の同意)

(1) 借主および保証人は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます)および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます)に照会し、借主、借主の配偶者(配偶者合算貸付契約の申込みまたは締結をし、当該契約に係る情報が登録されている配偶者に限る。以下同じ)および保証人の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む)が登録されている場合には、借主および保証人の返済または支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

(2) 借主および保証人は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員により、借主および保証人の返済または支払能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ)の目的に限り、利用されることに同意します。

(3) 借主は、本契約について支払い停止の抗弁の申出を行った場合には、その旨が加盟機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員に提供されることに同意します。

(4) 加盟機関の名称・住所・問合せ電話番号は以下のとおりです。なお、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、借主および保証人の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

【加盟機関の名称・住所・電話番号と登録される情報および登録期間】

名称：株式会社シー・アイ・シー(略称C I C) ※貸金業法に基づく指定信用情報機関

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0570-666-414 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。

URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報 登録期間

① 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報 下記のいずれかが登録されている期間

② 本契約に係る申込をした事実 会社が信用情報を照会した日より6ヶ月間

③ 本契約に関する客観的な取引事実 契約期間中および契約終了後5年以内

④ 債務の支払を延滞等した事実 契約期間中および契約終了後5年間

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、貸付日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および入金日、入金予定日、利用残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、本人確認資料の紛失・盗難、与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。

(5) 提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。

① 名称：株式会社日本信用情報機構(略称J I C C)

住所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。

URL：https://www.jicc.co.jp

② 名称：全国銀行個人信用情報センター(略称K S C)

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

(6) 借主が法人の場合には、借主である当該法人については本条の適用はうけないものとします。

第5条 (個人情報の預託等の同意)

(1) 借主および保証人は、当社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。

(2) 借主および保証人は、当社が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む)をする場合、第1条第1項①、②および③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】

●名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

住所：〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号

●名称：アルファ債権回収株式会社

住所：〒101-0021 東京都千代田区外神田三丁目12番8号 住友不動産秋葉原ビル

第6条 (個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 借主および保証人は、当社および第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。

① 当社に開示を求める場合には、第11条に記載の窓口または各支店・各営業所、もしくは各センター等にご連絡下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページに掲載しております。

② 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。

(2) 前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条 (本条項不同意の場合の措置)

借主および保証人は、借主および保証人が本契約において必要な記載事項(申込書等で記載・入力すべき事項)の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社が本契約を拒否する場合があることに同意するものとします。

第8条（利用停止の申出）

第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が個人情報を利用、提供している場合であっても、借主および保証人が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社はそれ以降の当該目的での利用を停止する措置をとるものとします。ただし、当社が送付する「ご返済予定表」等に同封する封入物の送付停止の申出はできないものとします。

第9条（契約が不成立の場合の同意）

借主および保証人は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、借主および保証人の返済または支払能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条（条項の変更）

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第11条（個人情報の取扱に関する問合せ等の窓口）

個人情報については、個人情報管理室が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求窓口、個人情報に関するお問合わせ先は以下のとおりです。

住 所：大阪府吹田市豊津町9番1号 パシフィックマークス江坂

担当部署：株式会社アプラス お客さま相談室

電話番号：0570-001-770 ※0570（ナビダイヤル）は有料です。

URL：https://www.aplus.co.jp

<個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約>

本特約は、株式会社アプラス（以下「当社」といいます）が株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS（以下「提携会社」といいます）およびそのグループ企業（以下提携会社と併せて「提携会社グループ」といいます）と提携し借主と締結する本契約の「お申込みの内容（約款）」、「アプラスカード会員規約」または「目的別ローン【お申込みの内容】」および「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものとします（以下「本特約」といいます）。なお、本特約で使用する用語の定義は、特に定めがある場合のほかは、「お申込みの内容（約款）」、「アプラスカード会員規約」または「目的別ローン【お申込みの内容】」および「個人情報の取扱いに関する同意条項」に準拠するものとします。また、本特約に「お申込みの内容（約款）」、「アプラスカード会員規約」または「目的別ローン【お申込みの内容】」および「個人情報の取扱いに関する同意条項」と異なる定めがある場合は、本特約が優先して適用されるものとし、借主はこれを異義なく承諾するものとします。

※提携会社グループとは、提携会社、ならびに提携会社の有価証券報告書等に記載する提携会社の連結子会社ならびに持分法適用関連会社をいいます。

第1条（与信判断時の個人情報の利用の同意）

借主および保証人は、提携会社グループが保護措置を講じたうえで、借主および保証人の支払能力・返済能力の調査および契約の履行管理の目的に限りそれを利用することを目的として、以下の個人情報の全部または一部を当社に提供し、当社がこれを利用することに同意します。

① 借主および保証人と提携会社グループ各社の取引に基づき、借主および保証人から提携会社グループに届出のあった情報もしくは借主および保証人が提携会社グループに提出する書類等に記載されている情報で、氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の記号番号、借主の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報等の「属性情報」（本契約締結後に当社が借主から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む）

② 借主および保証人が提携会社グループ各社との取引に基づき提携会社グループに債務を支払った、もしくは債務の支払いを遅延等した事実

③ 借主および保証人が提携会社グループ各社との取引を停止した事実、停止日およびその理由

④ 借主および保証人が提携会社グループ各社とのモバイルPOSサービス、クラウド型タブレットPOS・オーダーエントリーシステムの利用取引に基づき借主および保証人が取得または作成した情報・データ

第2条（債権譲渡に関する特約）

借主および保証人は、当社が本契約に基づく債権及び権利を下記第三者（以下「譲受人」といいます）に譲渡する場合、譲受人が当該債権及び権利を管理する目的で、個人情報の取扱いに関する同意条項第1条第1項に記載の個人情報の全部または一部を譲受人に提供することに同意します。

【当社が債権を譲渡する譲受人】

名称：株式会社 USEN-NEXT フィナンシャル

住所：東京都品川区上大崎三丁目1番1号

電話番号：03-6417-3435

URL：https://usennext-financial.co.jp/

第3条（提携会社グループにおける共同利用）

借主および保証人は、譲受人が当社より債権を譲り受けた場合、譲受人が、提携会社グループのうち個人情報の共同利用について提携する企業における下記利用目的の達成に必要な範囲において、当社より提供された本特約第2条第2項に記載の個人情報の全部または一部をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の管理については、提携会社が責任を有するものとします。

【共同利用する個人データの項目】

① 債権譲渡に伴い譲受人が当社より取得した個人情報の取扱いに関する同意条項第1条第1項①乃至⑤に記載の個人情報

② 本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実

【共同利用する者の範囲】

提携会社グループ

【共同利用する者の利用目的】

提携会社のホームページ（https://usen-next.co.jp/privacy/policy2.html）の「共同利用する者の利用目的」に記載の内容並びに提携会社グループの与信判断のため

【個人データの管理について責任を有する者】

株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS 管理統括部 法務部長

（202004_立替用USEN）

USEN-NEXT データ・レンディング

◆ 貸付条件表

商品名	USEN-NEXT データ・レンディング
資金使途	事業性資金であれば使途自由（資金使途証明資料も不要です）
貸付利率（実質年率）	5.00%～15.00%
遅延損害金利率 （実質年率）	20.00%
契約形態	金銭消費貸借契約
返済方式	元利均等返済／元金据置元利一括返済（据置期間 6 カ月）
返済方法	口座振替（ご登録の口座から振替します）
返済日	27日（金融機関が休日の場合は翌営業日となります）
返済期間・返済回数	・元利均等返済：1カ月（1回）～12カ月（12回）まで（1カ月単位）
	・元金据置元利一括返済：6カ月（6回）※毎月のお支払いは利息のみ、元金は最終回にまとめてお支払いいただく返済方式です。
ご融資金額	10万円以上 300万円以内（1万円単位）
お申込資格	・ 20歳以上で安定収入のある方 ・ 開業後6ヵ月以上経過されている方
担保	不要
保証人	不要 ※ただし、法人の場合は代表者様に連帯保証人をお願いします。

ご注意事項

- ・当社所定の審査がございます。
- ・お申込内容および他のご利用状況によりましては、ご希望に添いかねる場合や、条件の一部変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。

株式会社アプラス | 近畿財務局長（4）第00810 号 | 日本貸金業協会会員 第 005541号
契約内容を確認し、収支バランスを考え、無理のないご返済計画を。

◆元金据置元利一括返済時の返済シュミレーション

融資利率／5％ 毎月約定返済日／27日 融資日／2021年6月20日

	分割回数										
融資金	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目（最終回）			合 計		
	利息	利息	利息	利息	利息	元金	利息	元利金合計	元金	利息	元利金合計
100,000円	506円	416円	416円	416円	416円	100,000円	416円	100,416円	100,000円	2,586円	102,586円
200,000円	1,013円	833円	833円	833円	833円	200,000円	833円	200,833円	200,000円	5,178円	205,178円
300,000円	1,520円	1,250円	1,250円	1,250円	1,250円	300,000円	1,250円	301,250円	300,000円	7,770円	307,770円
400,000円	2,027円	1,666円	1,666円	1,666円	1,666円	400,000円	1,666円	401,666円	400,000円	10,357円	410,357円
500,000円	2,534円	2,083円	2,083円	2,083円	2,083円	500,000円	2,083円	502,083円	500,000円	12,949円	512,949円
600,000円	3,041円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	600,000円	2,500円	602,500円	600,000円	15,541円	615,541円
700,000円	3,547円	2,916円	2,916円	2,916円	2,916円	700,000円	2,916円	702,916円	700,000円	18,127円	718,127円
800,000円	4,054円	3,333円	3,333円	3,333円	3,333円	800,000円	3,333円	803,333円	800,000円	20,719円	820,719円
900,000円	4,561円	3,750円	3,750円	3,750円	3,750円	900,000円	3,750円	903,750円	900,000円	23,311円	923,311円
1,000,000円	5,068円	4,166円	4,166円	4,166円	4,166円	1,000,000円	4,166円	1,004,166円	1,000,000円	25,898円	1,025,898円
1,100,000円	5,575円	4,583円	4,583円	4,583円	4,583円	1,100,000円	4,583円	1,104,583円	1,100,000円	28,490円	1,128,490円
1,200,000円	6,082円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	1,200,000円	5,000円	1,205,000円	1,200,000円	31,082円	1,231,082円
1,300,000円	6,589円	5,416円	5,416円	5,416円	5,416円	1,300,000円	5,416円	1,305,416円	1,300,000円	33,669円	1,333,669円
1,400,000円	7,095円	5,833円	5,833円	5,833円	5,833円	1,400,000円	5,833円	1,405,833円	1,400,000円	36,260円	1,436,260円
1,500,000円	7,602円	6,250円	6,250円	6,250円	6,250円	1,500,000円	6,250円	1,506,250円	1,500,000円	38,852円	1,538,852円
1,600,000円	8,109円	6,666円	6,666円	6,666円	6,666円	1,600,000円	6,666円	1,606,666円	1,600,000円	41,439円	1,641,439円
1,700,000円	8,616円	7,083円	7,083円	7,083円	7,083円	1,700,000円	7,083円	1,707,083円	1,700,000円	44,031円	1,744,031円
1,800,000円	9,123円	7,500円	7,500円	7,500円	7,500円	1,800,000円	7,500円	1,807,500円	1,800,000円	46,623円	1,846,623円
1,900,000円	9,630円	7,916円	7,916円	7,916円	7,916円	1,900,000円	7,916円	1,907,916円	1,900,000円	49,210円	1,949,210円
2,000,000円	10,136円	8,333円	8,333円	8,333円	8,333円	2,000,000円	8,333円	2,008,333円	2,000,000円	51,801円	2,051,801円
2,100,000円	10,643円	8,750円	8,750円	8,750円	8,750円	2,100,000円	8,750円	2,108,750円	2,100,000円	54,393円	2,154,393円
2,200,000円	11,150円	9,166円	9,166円	9,166円	9,166円	2,200,000円	9,166円	2,209,166円	2,200,000円	56,980円	2,256,980円
2,300,000円	11,657円	9,583円	9,583円	9,583円	9,583円	2,300,000円	9,583円	2,309,583円	2,300,000円	59,572円	2,359,572円
2,400,000円	12,164円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	2,400,000円	10,000円	2,410,000円	2,400,000円	62,164円	2,462,164円
2,500,000円	12,671円	10,416円	10,416円	10,416円	10,416円	2,500,000円	10,416円	2,510,416円	2,500,000円	64,751円	2,564,751円
2,600,000円	13,178円	10,833円	10,833円	10,833円	10,833円	2,600,000円	10,833円	2,610,833円	2,600,000円	67,343円	2,667,343円
2,700,000円	13,684円	11,250円	11,250円	11,250円	11,250円	2,700,000円	11,250円	2,711,250円	2,700,000円	69,934円	2,769,934円
2,800,000円	14,191円	11,666円	11,666円	11,666円	11,666円	2,800,000円	11,666円	2,811,666円	2,800,000円	72,521円	2,872,521円
2,900,000円	14,698円	12,083円	12,083円	12,083円	12,083円	2,900,000円	12,083円	2,912,083円	2,900,000円	75,113円	2,975,113円
3,000,000円	15,205円	12,500円	12,500円	12,500円	12,500円	3,000,000円	12,500円	3,012,500円	3,000,000円	77,705円	3,077,705円

◆申込時に提出が必要となる書類

お申し込み時には、下記の書類が必要となります。
下記の 1、 2 の書類のコピーのうえ、申込書に添付のうえ、ご郵送願います。

1. 本人確認書類及び収入を証明する書類

	個人事業主申込の方	法人申込の方
代表者本人確認 書類 2 点	・ 運転免許証または運転経歴証明書のコピー ：表・裏両面 ・ パスポートのコピー ：代表者ご本人の顔写真・ご住所が記載されているページ。 ・ 健康保険証のコピー：代表者ご本人のお名前・生年月日・ご住所、保険証の名称・発行主体・交付年月日が記載されている面。保険者番号および被保険者等の記号・番号については、黒く塗りつぶしてください。 ・ 個人番号カードのコピー： 代表者ご本人の顔写真・お名前・生年月日・ご住所が記載されている面。 ・ 住民票の写しのコピー：発行後6ヶ月以内のもので、個人番号が記載されている場合は、個人番号を黒く塗りつぶしてください。 ・ その他： 在留カード / 特別永住者証明書 / 印鑑登録証明書	
	※本人確認資料に記載されている住所と現住所が相違している場合、公共料金の領収書等のコピーが必要となります。	
法人確認書類		登記簿謄本のコピー：6カ月以内に発行されたもの
収入を証明する 書類	確定申告書のコピー （直近分） ※開業1年未満の場合 ・ 開業に必要な公的許可証または届出書のコピー ・ 主たる事業所所在地の賃貸借契約書のコピー	決算書類（直近分）のコピー ・ 貸借対照表 ・ 損益計算書 ・ 販売費および一般管理費明細 ・ 法人税申告書別表（申告時に提出したものすべて）

2. 今回の特別対応時における必要書類

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請した協力金・支援金等の申請書の控えまたは申請画面等
※主な支援金・協力金
月次支援金／感染防止協力金／雇用調整助成金／緊急雇用安定助成金

◆申込書・必要書類の送付先住所

〒130-0013東京都墨田区錦糸 1 丁目 2 番 1 号 アルカセントラル 2 0 階
株式会社アプラス ハウジングセンター